

7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第38条の17の規定にかかわらず、100分の3とする。

第6条及び第6条の2 削除

附則第6条の3を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第6条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、附則第17条第2項中「100分の7.5」とあるのは

「100分の6.6」と、同項第3号の」とあるのは 

各事業年度の所得のうち年400万円を超える
-----------------------

金額及び清算所得	100分の7.5
----------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400
各事業年度の所得のうち年10

万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
億円を超える金額	100分の7.9

と、同項第3号の」と、「同項

第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とあるのは「同項第2号ア中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、同号イ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とする。

附則第17条第2項中「第41条第1項第1号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同項第2号及び第3号中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、」を「第41条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号エ中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、目次、第3条、第5条、第23条及び第26条の改正規定、第2章第1節中第38条の10の次に10条を加える改正規定、附則第4条から第6条の2までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は平成16年1月1日から、第63条の改正規定は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第101号）の施行の日から施行する。  
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中特定配当等（新条例第3条第2項に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。
- 3 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額（新条例第3条第2項に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この項において同じ。）に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の11第1項に規定する譲渡の対価及び同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第3項第1号ロに規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。  
(事業税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開